

[事案 27-24] 契約変更無効等請求

・平成 28 年 10 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

平成 21 年 9 月の保障見直しにおいて、募集人は、被保険者である申立人と面談をしておらず、申込書の被保険者の同意の署名・押印は、申立人ではない第三者により代筆・代印されて手続きが行われたとして、本件保障見直しは無効であるとして申立てのあったもの。

<申立人の主張>

本件保障見直しは無効であり、平成 21 年 9 月時点で契約は解約されていたことになるので、平成 21 年 9 月以降の既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

本件保障見直しが無効であるとしても、その場合には元の保険契約が復活するものであり、申立人が平成 21 年 9 月以降に支払った保険料は、元の契約の保険料に充当され、申立人に返還すべき金員はないため、申立人の請求に応じることはできない。

なお、本件保障見直しについて、被保険者である申立人の同意を得ていなかったこと等の事実は認め、本件保障見直しが無効であることは争わない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

なお、本件保障見直しの経緯等を確認するために、申立人および申立人の親の事情聴取を検討したが、申立人側の事情により実現できなかったため事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は本件契約の名義変更手続きおよび復活手続きをとっていることから、自分が被保険者となるとを容認しており、本件契約を無効とする事情はないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。